

## 武士形成における俘囚の役割

——蕨手刀から日本刀への発展／国家と軍制の転換に関連させて——

### 問題の所在

鎌倉幕府の成立から江戸幕府の滅亡まで七〇〇年の間、支配階級として君臨した武士は、いづどのようにして登場したのか。小学校から高校までの教科書は、有力農民が開発所領を守るために武装して武士になったと自明のように説明している。しかし戦後の主導学説であったこの「武士Ⅱ在地領主」論は、在地領主的実体の成立が、一〇世紀前半の平将門らよりはるかに遅れて、一一世紀後半であることが明らかにすることによって、完全に破綻した。

一九六〇年代後半、戸田芳実・石井進両氏が、武士は平安時代の国衙の軍事編成を通して成立・成長したという「国衙軍制」論を提起し、これを継承した下向井は、中央政府の軍事指揮権の発動である「追捕官符」に着目して国衙軍制のし

くみを解明し、「追捕官符」が約束する恩賞をとおして武士が成長していったことを明らかにした。<sup>2)</sup>

ところで戸田・石井両氏の「国衙軍制」論にみえる武芸や武装を重視する観点を軍制論から切り離して継承した最近の「武士Ⅱ職能人」論は、日本馬・和弓・日本刀の一面を取り上げて、常識的武士像を根本から否定する。<sup>3)</sup>すなわち小型日本馬は大鎧を着た重い武士を乗せて疾駆できない。武士の一騎打ち戦術は『平家物語』が生み出した虚構である。武士の乗馬は戦場まで赴くためである。日本刀の反りは馬上戦闘のために考案されたものではなく焼き反りから生まれた。武士は、都を舞台に、天皇を警護する近衛官人から生まれた。武士の武芸や武器の起源も近衛官人の武芸・武器にある、などである。

「武士Ⅱ職能人」論がとくに重視するのが弓矢であるが、武士の中心兵器は弓矢だけではない。勝敗・生死を決する決

下向井 龍彦

戦兵器は太刀であり、刀の変化は騎馬個人戦の戦術変化をクリアーに反映している。そこで武士の職能人論と議論をかみ合わせる意味を含めて日本刀の成立の問題に焦点を当てて武士の成立について検討したい。

八世紀の徴兵制軍隊の刀は、歩兵集団戦に適合的な直刀であった。中世武士の刀は反りのある日本刀であった。反りは、

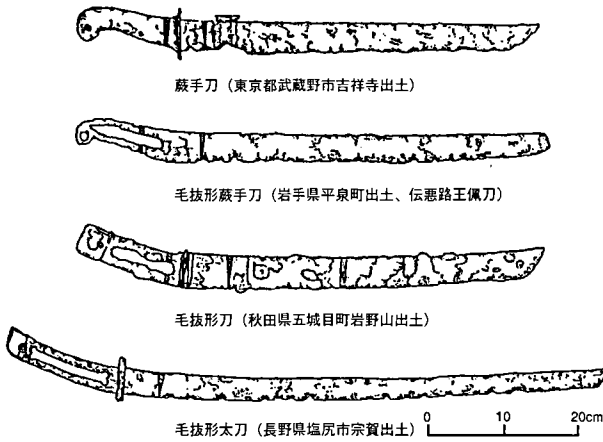


図 蕨手刀から毛抜形太刀への変遷 (石井(昌)－1966より)

騎馬で駆け抜ける斬るとき斬撃力を高める効果があり、日本刀は騎馬個人戦に適合的な刀である。刀剣史家の石井昌国氏は、律令軍制の直刀が進化・発展して中世武士の日本刀になったのではない

く、直刀とは別系統の、柄反りをもつ蕨手刀から毛抜形蕨手刀、毛抜形刀を経て、毛抜形太刀すなわち日本刀へと発展していったことを明らかにした(図)。蕨手刀は東北とくに岩手県で多く出土しており、もともと律令国家の遠征軍と戦った蝦夷騎馬戦士の刀である。この蝦夷の蕨手刀がどうして中世武士の日本刀へ進化していったのか？蕨手刀は関東以西でも四六例見つかっているが、これをどう位置づけるか？この問題が、蕨手刀から日本刀への発展を解明し、武士の成立を解明する鍵を握っている。律令国家との戦争で降服し国内に強制移住させられた蝦夷、すなわち俘囚を媒介させることでこの問題は解明できる。喜田貞吉は、戦前の一九三三年に、内国出土蕨手刀が「内地諸国に移住した俘囚等の所持品」であり、「(内地移住の俘囚が)平安朝中期以後における武士の起原をなした」という注目すべき提言をしたが、武士俘囚起源論・蕨手刀沿革論ともに他日を期したまま、ついに詳論されることはなかった。

ところで内国移配俘囚問題については、これまで九世紀軍制論のなかで注目されるか、奥羽蝦夷論に付随する問題としてしか扱われてこなかった。わずかに吉沢氏が内国移配政策全体を概観したにとどまる。

本報告では、国家体制の変容、軍事課題の変化に応じた国家軍制の変容と関連づけながら、俘囚政策・俘囚支配の実態を明らかにして「俘囚」の傭兵的性格を浮き彫りにし、蕨手刀から日本刀への進化に示される、武士形成における俘囚の

役割について論じたい。

## 一、八世紀律令国家と九世紀律令国家

### (1) 八世紀律令国家、对新羅外交、律令軍制

八世紀律令国家は「蕃国」新羅に朝貢を強要し、東北・西南の「夷狄」を服属・編入させることをめざす「東夷の小帝国」だった。<sup>10)</sup> 律令国家は、一戸一兵士の基準で徴兵した律令軍制<sup>11)</sup>軍団兵士制をもっていた。八世紀の全国総戸数は約二〇万戸であり、単純に一戸一兵士の基準を当てはめると、推計人口五〇〇万人に対し、二〇万人もの大規模兵力をもっていたことになる。人口一億二〇〇〇万人に対して一六万人の現在の陸上自衛隊に比べて桁外れに巨大な軍隊であったことがわかる。それは、新羅に対して、朝貢関係を破棄しようものなら、軍事的威嚇から侵攻作戦まで含め、軍事的制裁を辞さないという断固たる意思表示にはかならない。藤原仲麻呂の新羅侵攻計画がそれを端的に示している。<sup>11)</sup>

律令国家の人民支配の基本原理である公地公民制<sup>12)</sup>編戸制・班田制は、一戸から一人兵士を出せるように、国家が六年ごとに「戸」の規模を調整してその経営規模を保障し、階層分解を凍結することをめざすものであった。<sup>13)</sup> 律令国家の厳格な人民統制は、巨大軍隊を建設維持するための「軍国体制」だったのである。すなわち、律令国家・律令軍制・对新羅朝貢強要外交は、不可分の三位一体的関係にあったのである。

律令国家は、律令軍制とは別個に犯罪鎮圧のための法体系をもっていた。捕亡令である。逃亡・一般盗犯の場合、国司は「人夫」<sup>14)</sup>非武装追捕要員を動員して追捕し、「謀叛以上」の場合、「飛駅奏聞」すなわち天皇に緊急報告して「発兵勅符」を受け、「兵」<sup>15)</sup>武装追捕要員を動員して追捕することになっていた。この動員方式を私は捕亡令「臨時発兵」規定と呼んでいるが、動員予定者は「百姓便弓馬者」であり、軍団兵士ではなかった。<sup>16)</sup>

しかし、八世紀に「臨時発兵」規定を発動するような事態はほとんどなかった。律令国家は、京内警備、官庁での使役、造都造寺造仏のための労働力として京（みやこ）へ、防人として大宰府へと、大量の人民を強制徴発することによって成り立っていたが、徴発された人民は頻繁に逃亡した。捕亡令追捕手続きは、このような人民の逃亡を追捕するうえで威力を発揮した。しかしそれは発兵を必要とするものではなかった。<sup>14)</sup>

### (2) 对新羅朝貢強要外交の解消、律令軍制の廃止、九世

#### 紀律令国家

唐の内乱を契機として東アジアの国際秩序が動揺するなか、日本は、宝龜十一年（七八〇）二月、对新羅朝貢強要を一方的に放棄し、つづいて三月、大規模兵士削減を行い、延暦十一年（七九二）には軍団兵士制を全廃した。それは「東夷の小帝国」たることを実質的に放棄したに等しい。对新羅

朝貢強要外交の放棄と律令軍制・軍団兵士制の廃止は、公地  
公民制・編戸制・班田制という厳格な人民統制を維持する必  
然性を失わせた。

大規模軍縮を行った直後、政府は二〇数年間に及ぶ大規模  
な蝦夷征服戦争をおこし、延暦二十一年はほぼ征服を達成した。  
蝦夷征服戦争に全力を投入できたのは新羅との軍事的緊張が  
解消していたからである。こうして律令国家は八世紀末・九  
世紀初頭、事実上「東夷の小帝国」たることをやめた。<sup>16</sup> 九世  
紀に入って政府は、編戸制・班田制を建前としては維持し続  
けたが、厳格な人民統制を緩和し、国司の国内支配に対する  
規制を緩和していった。この規制緩和政策は、受領裁量権の  
拡大と富豪層の成長を促した。裁量権を強めた受領（国司の  
守）は、職制上の部下にすぎない任用国司（掾・目）を意の  
ままに使い、郡司富豪層を徴税請負人・調庸運京請負人とし  
て国内支配を行うようになった。

## 二、「俘囚」の内国移配政策

### (一) 俘囚の移配

律令国家は、降服した蝦夷に吉弥侯部などの「姓」を与え  
て「俘囚」とし、現地で支配するとともに、「内国」に強制  
移住させる政策を採った。蝦夷の身分規定のまま服属した  
「夷」とともに「夷俘」と総称されたが、ここでは「俘囚」  
の称で統一する。<sup>16</sup>

大規模な移配政策は、八世紀末から九世紀初頭の蝦夷征服  
戦争によって発生した大量の帰服蝦夷を処置するために行わ  
れた。移配が確認される国は実に四四カ国に及ぶ。

ところで「蕃国」新羅に君臨する「小中華帝国」たる八世  
紀律令国家は、漂着新羅人を、天皇の徳を慕って帰化したも  
のとみなして、一〇年間の課役免除を条件に強制的に編戸・  
公民化する政策をとっていた（戸令没落外蕃条、賦役令没落  
外蕃条）。この強制「帰化」政策は、新羅に優越する「小中  
華帝国」の体面を誇示するためであるとともに、一般公民に  
「皇民」意識を自覚させる効果を期待するものでもあった。

「俘囚」内国移配政策は、一挙に増えた大量の「俘囚」を  
陸奥現地で管理・支配することの困難さと再反乱の未然防止  
が直接の契機であった。<sup>17</sup> しかし移配政策を支える国家理念は、  
「教化」を通して、「野心」すなわち蝦夷独自の粗野な心性  
とライフスタイルを改めさせ、最終的には「公民」に同化さ  
せようというものであった。<sup>18</sup> このような俘囚教化観は来着新  
羅人強制「帰化」政策と同一の「小中華帝国」意識に根ざす  
ものであり、一般公民に「皇民」であることの誇りを自覚さ  
せる効果を期待するものでもあった。

「俘囚」内国移配政策は、また、先に指摘した人民の計画  
的大量移転を可能にする中央集権的国家機構があるからこそ  
行いえた。東北から俘囚を移配した記事は弘仁八年（八一七）  
を最後にあとを絶つ。<sup>19</sup> 中央集権的統制の緩和、国司の裁量権  
拡大という政策基調のなか、俘囚の大量移配は不可能になっ

ていたのである。来着新羅人政策をみても、宝龜五年(七七五)、漂着者は食料を与えて帰国させ、帰化希望者のみ旧来どおり受け入れる政策に転じ、さらに承和九年(八四二)、帰化を全面禁止した。<sup>(20)</sup>それは九世紀律令国家が、来着新羅人政策において「小中華帝国」の体面を放棄したことを意味する。俘囚内国移配の停止は、このような「小中華帝国」意識の低下とも関連している。

(2)「夷俘専当」による優恤・教諭

律令国家は、移配した俘囚の「望郷の念」と「野心」を捨てさせるため、国衙に「優恤」「教諭」すなわち保護と教化によって公民化をはかるよう命じた。

延暦以来、国衙の待遇を不満とする諸国の俘囚らが、相次いで「入京越訴」したことに對し、弘仁四年(八一三)十一月、政府は、国司「介以上」を「夷俘専当」とし、俘囚管理の責任者とするよう命じた。「介以上」とあるが受領が担当することが求められた。<sup>(21)</sup>以下、「夷俘専当」を、たんに「専当」ということにする。

「例二格」として全国的に制度化された「優恤」「教諭」内容は以下の通りである。

第一に俘囚料支給である。男女を問わず全員に米・塩・燃料が支給された。俘囚の生存は専当の給養に全面依存していたのである。弘仁二年、政府は「俘囚計帳」の提出を諸国に命じた。<sup>(22)</sup>調庸賦課を意図したものとされているが、俘囚料

を全国的規模で公定するために人口統計を必要としたために作成したのであろう。一〇世紀に成立した『延喜式』に諸国俘囚料が列記されているが、国衙財政の一〇%を越える国が二ヶ国、五%を越える国が一〇ヶ国ある。国衙財政中に占める俘囚料の大きさ、受領の俘囚優恤の負担の大きさに驚かされる。弘仁二年、政府は俘囚料の支給を子供の代までで打ち切り、孫の代からは支給しないと宣言した。<sup>(23)</sup>日向国の俘囚料削減はこの方針を実行に移したものであろう。『延喜式』に載っていない国、少額の国は、日向国と同様、削減・廃止を申請し、裁可された国であらう。あまり削減していないような国は、俘囚たちの反対要求によって削減・廃止に踏み切らなかった国であらう。

第二に「存問」である。延暦十九年(八〇〇)、張り切りすぎた出雲受領は、毎月朔日に「存問」して、政府からやりすぎだと注意された。<sup>(24)</sup>「存問」とは、安否を問うこと、慰問することであり、専当が、直接、俘囚たちの生活状態を訪ね慰め、要望・苦情を聞き、野心をあらため忠・孝・礼儀・善行などを励行し、<sup>(25)</sup>公民と同化するよう教諭したのである。律令国家は、公民化の前提として、教諭を通じて俘囚たちを「礼」の秩序のなかに包摂することを意図していたのである。俘囚は「存問」のときいろいろな待遇改善要求を突きつけたが、「専当」はある程度その要求に応えた。いくら待っても対応してくれない「専当」に怒った俘囚がしばしば「入京越訴」した結果、弘仁四年、太政官は専当に、要望には速やかに對

処せよ、と指令した。<sup>31)</sup>

第三に、季節ごとに俘囚たちを国衙に招待して饗宴を開いた。俘囚たちは専当以下の国司らの前で蝦夷の歌舞音曲を披露したのであろうし、専当は俘囚に禄と季節ごとの衣服を支給した。冬服は「絹布混ゼテ給フ」が「例」であった。さきにもた張り切り出雲受領は、五、六日おきに饗宴を行い禄を与え、またオールシルクの冬服を支給し、政府からやりすぎを注意されている。饗宴・禄・時服の費用はその都度政府に支出許可を求め、正税から支出されていたようである。<sup>32)</sup><sup>33)</sup>

共同飲食・歌舞音曲・禄物賜与は、直接、俘囚の感性や心情に訴える教化手段であり、専当への服従意識・忠誠心を高揚させる効果を果たした。もっとも「専当」の優恤を冷淡に受け止める俘囚も当然いたであらう。「怨ミ」を捨て専当に忠誠を誓い公民法をめざすか、あくまで専当・公民に反感を抱きながら帰国を望み続けるかは、それぞれの俘囚の生き方の違いである。

第四に、俘囚には「口分田」が支給された。延暦二十年（八〇二）、俘囚から田租をしばらく徴収しないことにし、弘仁七（八一六）年、翌八年から支給後六年以上すぎたら田租を徴することにしたが、八年八月、まだ俘囚は「貧乏」なので免除期間を延長してほしいとの常陸国の申請が認められた。<sup>34)</sup>これも俘囚の要望を受けてのことであらう。おそらく次に述べる調庸同様、最後まで田租徴収はできなかったのではなからうか。

第五に、俘囚は調庸を免除された。政府は当初、賦課する方針だったが、延暦十七年（七九八）、移配本人からの徴収をあきらめ、息子の代から徴収する方針に変えた。<sup>35)</sup>これも要求によるものであろう。諸国俘囚は貞観十一年（八六九）になっても寛平七年（八九五）になってもなお調庸を納めておらず、<sup>36)</sup>彼等の反発を前に、国衙は最後まで調庸を賦課できなかったのである。

### （3）俘囚の不法行為や犯罪に対する政府・専当の対応

延暦十七年、政府は俘囚の調庸未進に懲罰によってではなく徴収停止で対応した。延暦十九年、甲斐国が、俘囚の暴力行為、婦女暴行、牛馬掠取について政府に泣きついたが、政府は全国に対し、「国司」は「懇々」と「教諭」せよ、もし改心しなければ「法ニヨリ科断セヨ」、と指令した。<sup>37)</sup>ようやうくお墨付きを得た諸国専当は、俘囚の犯罪を政府に訴え、播磨国では俘囚十人が多執島に配流され、因幡国では俘囚六人が「百姓牛馬」を盗んだ容疑で土佐国に再移配された。<sup>38)</sup>貞観八年（八八六）、播磨国夷俘長らが勝手に越境してきたという近江国からの訴えに、政府は専当に、「法」を教え「優恤」して彼等を慰め懲らしめよと命じ、実刑は加えなかった。貞観十二年、下総国専当は、俘囚の民宅放火・財物掠奪行為を「禁遏」したいと政府に訴えたが、政府は「皇化」に従うと誓ったら許せ、教諭を聞かない者は陸奥国の奥地に追放せよ、と命じた。<sup>39)</sup>

以上、政府・専当の俘囚支配は基本的に「優恤」「教諭」であり、俘囚の粗暴な行動に神経を使い、処罰はできるだけ避けようとした。また処罰するにしてもいちいち政府に報告し、政府命令のかたちで行った。専当の優恤主義は、それが彼に与えられた任務に勤務評定項目だからであり、また「俘囚」の忠誠心を獲得し、利用するためであった。優恤政策は九世紀末までしか確認できない。<sup>43</sup>一〇世紀になると、「俘囚料」が有名無実化していることからわかるように、優恤政策は打ち切られた。

### 三、俘囚集団の社会

#### (1) 入植地

専当は俘囚だけで「郷」を編成して支配した。<sup>44</sup> 蕨手刀出土地を俘囚定住地と見た場合、「諏訪湖を堯かに見下ろす眺望の開けた丘陵」、「八ヶ岳の山腹一〇〇〇mを越える岬岬たる山嶺」、「富士山麓の一〇〇〇mの高原」<sup>45</sup>であり、あるいは盆地の一隅であり、また秋沖四三kmの絶海の孤島三島などであった。専当は一般公民から隔離された辺鄙な土地に俘囚を定住させたのである。

#### (2) 夷俘長

弘仁三年(八一二)六月、政府は、俘囚が「法律・禁制」を守らないのは「専当」の教諭が足りないからであり、俘囚

のなから統率力があり皆が服従し武勇に勝れた者を選んで「夷俘長」とし、「法律」を守らない者を「捉え搦め」させよと命じた。<sup>46</sup> 夷俘長に刑罰権を委ねたことに注目したい。

山口県見島ジューコンボ古墳群の二〇〇基にのぼる積石塚のなかで、ただ一つ五六号墳から蕨手刀が出土している。五六号墳は、岩手県の蝦夷の積石塚にも見られる蕨手刀・銭・石帯具という副葬品構成をもち、出土した貞観永宝からみて九世紀後半のものである。<sup>47</sup> 蕨手刀副葬は「蝦夷の勇者」に首長権の象徴だったのでないか。五六号墳に接続する番外一五号墳出土の馬骨は殉葬された愛馬のものであろう。石帯具は七、八位の位を誇示するものである。銭の副葬は俘囚料受給権・分配権と関係するのではなからうか。となれば、五六号墳の被葬者は長門「夷俘長」ということになる。同一地域でたいてい一点ずつしか出土していない蕨手刀は、それぞれの地域の「夷俘長」のものだったのでないか。古墳築造は、俘囚集団が蝦夷社会の首長制的支配関係を再現していることを示している。政府・専当は、古墳築造を禁止せず、逆に蝦夷社会の首長制的支配関係を、俘囚の教諭・優恤に利用したのである。

夷俘長は、蝦夷社会から持ち込んだ首長制支配的関係に依拠するとともに、専当による任命と権限付与、把笏・位階など律令官人的権威に依拠しながら、俘囚集団を「自治」的に管理・統率していたといえよう。専当が、過酷な刑罰を振りかざさずに俘囚集団を管理できたのは、この自治システムが

あったからにはかならない。

### (3) 生活状態

俘囚の生活は、給養と租税免除が継続する限り充足していた。絶海の孤島見島古墳群から出土した生活用品には、玉石帯など装身具、鏡・銅腕・青銅匙、施釉陶器、大量の須恵器・土師器などがある。俘囚は想像以上に豊かな生活をしていたのである。施釉陶器は山城国長岡石作窯系といわれ、須恵器も長門国以外で製作されたものと推定されている。国外から持ち込まれた先進的で豊富な副葬品から、「都会風な文化をもつ集団が居住していた」といわれている。この絶海の見島の「都会風な文化」は、専当の優恤によって生み出されたものである。私は、俘囚用生活用品を特別に大量生産し、全国の俘囚集団に配給するシステムがあったのではないかとさえ想像している。全経済生活を「専当」に依存する俘囚集団は、「専当」に対して忠誠を尽くすことが要求されることになる。

### (4) 乗馬の習と狩猟特権

勤勞せずとも生活を保障されていた俘囚は、蝦夷男子の習俗であった「狩・漁」に明け暮れていたという。移配当初から、馬を公民から取り上げて乗り回し、山野を狩庭として占拠して公民を妨害し、抗議する公民に暴行を加える、ということがおこっており、貞観十一年（八六九）になっても、俘

囚は狩猟に明け暮れている状態であった。<sup>(51)</sup> 俘囚たちが狩猟することは専当から黙認されており、俘囚には狩猟特権が与えられていたのである。それは同時に武芸訓練特権でもあった。受領が主催する鷹狩に参加した「獵徒」が近辺百姓の生業を妨害していたというが、<sup>(52)</sup> 「獵徒」の多くは俘囚だったにちがいない。ここでも受領と俘囚との緊密な関係が形成されている。

見島古墳群では、調査した二一基中九基から鉄鏃が出土している。<sup>(53)</sup> 馬骨出土は番外一五号墳だけが、馬の飼育・乗馬・騎射訓練は、見島俘囚社会で一般的だったとみてよい。注目すべきは出土した壮年男子人骨の上腕骨が著しく発達し、大腿骨が貧弱であることである。<sup>(54)</sup> 乗馬と騎射の習俗が、発達した上半身と華奢な下半身という俘囚男子独特の体型を作り出したのであろう。鉄鏃副葬被葬者は、誇り高き蝦夷の騎馬戦士だったのである。

### (5) 階層分化

移配当初、俘囚たちは、食料・生活用品の配給なしでは生活できなかった。常陸国では、弘仁八年（八一七）、「貧乏」を理由に田租免除期間を延長されたが、弘仁十三年、移配後二〇年たって、ようやく自立経営を実現した者があらわれた。移配後三〇年たった天長年間の九州北部には、数百人の公民を救済できるだけの大量の稲を蓄積する俘囚が登場した。<sup>(56)</sup> 給養と租税免除の特典を最大限に活用しながら、私営田と私出



挙ニ高利貸しを両輪とする富豪経営を実現する者が現れたのである。俘囚社会の内部で、自立経営・富豪経営を達成した者、支給物だけに依存する者、富豪俘囚に隷属する者と、階層分化が進行したのであろう。

### (6) 俘囚と公民

移配された俘囚は差別された。国司・郡司・公民らは、俘囚をその官位姓名で呼ばず「夷俘」誰それと呼んで差別し、俘囚たちはそれを恥辱に感じていた。政府は、弘仁五年二月、以後、俘囚を夷俘の呼称で呼んではいけない、官位で呼べ、官位無き者は姓名で呼べ、と全国に布告した。<sup>57)</sup> 夷俘呼称禁止令である。しかしそれで差別が解消されるわけではない。

一般に「支配民族」の民衆は「異民族」の言語・習俗を野蛮なものに見下し、恐怖・侮蔑・憐憫・優越感など、ありとあらゆる下劣な感情をもって彼等を差別するが、公民の俘囚差別は、律令国家の公民教化の成果ともいえる公民自身の「中華」意識・「皇民」意識に根ざしていた。

蝦夷の言語は「夷語」と呼ばれ、<sup>58)</sup> 律令国家の言語ではなかった。俘囚の耳慣れない「夷語」に、公民たちは、自分のなかに「中華」の「皇民」を見いだしたのであろう。

政府は俘囚対策の法令の前文で、俘囚のライフスタイルと公民のそれとの違いを強調し、俘囚のそれを「野心」「野性」と蔑んでいる。<sup>59)</sup> 俘囚の「野性」としてあげるのは、農耕・養蚕をせず狩猟と漁労を生業とし、定住せず雲のごとく浮遊す

るなどであるが、当然、差別のフィルターを通して誇張されている。<sup>60)</sup> なかには移配への反発や差別への怒りから、公民男子を殴る、婦人暴行する、牛馬を奪って乗り回す者もいたかもしれない。<sup>61)</sup> このような粗暴な行動も、彼らに本来的に備わった「野性」「野心」と決めつけられた。

このような一方的な俘囚観は、貴族官人・一般公民の平均的差別意識として浸透していた。公民は蔑視と優越意識をもって俘囚たちを「夷俘」と呼んだのである。生まれ育った故郷から無理矢理連れてこられた異郷での差別に、俘囚たちは、怒りと悲しみにふるえ、望郷の思いに胸を焦がし、差別する公民たちに憎悪と敵意を燃やしたのであろう。

ところで、俘囚がもたらう俘囚料は富豪層らが負担していた。富豪層らの胸のなかに、なぜ俘囚たちは狩猟にあげられながら徒食できるのか、なぜわれわれが彼らを扶養しなければならぬのか、という不満と敵意が頭をもたげてくる。公民は俘囚を、たんに自分たち「中華」の「皇民」とは異なる粗野な「夷狄」として蔑視していただけではなかった。自分たちが納める租税によって扶養されていることに、敵意と反感を抱いていたのである。

移配後二〇年ほど経った弘仁年間後半、自立経営を実現した俘囚のなから公民になって調庸を負担したいと申請して認可されるものがあらわれた。以後、申請・認可という形式で公民化する動きは増加していったであろう。それは差別と敵視の恥辱のなかで差別からの解放を願う俘囚たちが選んだ

一つの生き方であった。しかし、俘囚が俘囚である限り、俘囚と公民は構造的な敵対関係に立っているのであり、両者が受領支配に対して、連帯するとか共闘するとかはきわめて困難であった。

#### 四、俘囚の「傭兵」的利用

##### (一) 俘囚移配の軍事的意図

貞観十二年(八七〇)十二月、上総国の俘囚の不穏な動きにふれて、政府自身が「俘囚を全国に分散居住させたのは、「盗賊」を「防禦」させるためである」と述べているように、<sup>62)</sup>、そもそも俘囚の全国移配政策には、軍事的利用が織り込まれていた。もっとはやく、大同元年(八〇六)、政府は、「夷俘」を「要害地」に居住させたのは、「不虞」すなわち非常事態に備えるためである、<sup>63)</sup>と述べている。俘囚料の多い国をみてみると、政府は、主として対蝦夷動員・京の護り・対新羅警戒を想定して、俘囚を特定の国に重点的に移配したことが読みとれる。大同元年官符は、俘囚を「要害地」に居住させたという。萩沖の見島は、大宰府管内同様、対新羅警戒のための「要害地」だったのである。

##### (二) 群盜海賊

九世紀に入って群盜蜂起、海賊蜂起、新羅海賊、俘囚の乱など、八世紀にはみられなかった新たな軍事問題が登場して

きた。これらを群盜海賊と総称しておく。

群盜海賊の多くは、受領から調庸のとりまとめと京都への運送を請け負った郡司富豪層が、横領着服して国外に逃亡したり、襲撃略奪して不足分を穴埋めしたり、略奪されたと虚偽申告したり、受取側の王臣家が暴力的に差押さえたりなどであった。群盜のなかには、受領支配に反発する掾以下の任用国司が、過酷な課税に反発する郡司富豪層と結託して受領の館を襲撃・殺害する事件もあった。群盜海賊が、郡司富豪層の反受領闘争という性格をもっていたことを強調したい。<sup>64)</sup>

新羅海賊に怯えた日本政府は、沿海諸国にしばしば警戒を命じた。九世紀の対新羅関係は八世紀とはまったく異なる。

八世紀は、「小中華帝国」日本が「蕃国」新羅に朝貢を強要する国家間・王権間の外交関係であり、日本は究極的には新羅侵攻まで想定して大規模律令軍制を保持していた。一方、九世紀は、新羅国家との関係ではなく、新羅商人との貿易関係であり、新羅の脅威も、新羅国家ではなく、新羅武装商人や貧窮民による襲撃であった。貞観十一年(八六九)の新羅海賊事件に震え上がった日本政府は、宇佐八幡宮・香椎廟などに、日本は「神国」だから軍備はなくとも神が護ってくれてきた、今後とも、追いつか沈めかして「神国」であることを思い知らせたい、と祈願した。<sup>65)</sup> 大規模軍制を放棄した九世紀律令国家は、「神」すなわち四囲を海原で囲まれた侵攻されにくい日本列島の地勢的条件に頼る以外になかったのである。風化しつつあった支配層の「小中華帝国」意識が

決定的にうち砕かれ、自然条件に依存する消極的「神国」意識が明確に自覚されたのが、貞観十一年の新羅海賊事件だった。俘囚の乱については、後述する。

### (3) 捕亡令「臨時発兵」規定による群盗海賊追捕と俘囚の動員<sup>66)</sup>

国衙は群盗海賊の発生を「馳駅奏言」や「国解」で政府に緊急報告し、政府は国衙に「追討勅符」や「追捕官符」で鎮圧を命じている。八世紀にほとんど適用されなかった捕亡令「臨時発兵」規定が九世紀の群盗海賊追捕に適用されているのである。群盗海賊追捕を命じる勅符官符の発兵文言は、捕亡令「臨時発兵」規定に準じた「兵」「人兵」「官兵」「人夫」であるが、現実には動員されたのは、当時、「勇敢者」「勇士」「武芸人」などと称された人々である。土着国司子弟・王子孫・郡司富豪層のなかで乗馬が巧みで武芸にすぐれた人々で、群盗海賊に荷担しなかった者が動員に応じたのである。彼らを勇敢富豪層と呼んでおこう。

勇敢富豪層とともに動員されたのが「俘囚」である。勇敢富豪層が国家への「役」として「差発」されたのに対し、「俘囚」は「招募」された。弘仁四年（八一三）の出雲俘囚荒糧の乱は同じ出雲俘囚らによって平定され、承和六年（八三九）三月、伊賀国名張郡山中の私鑄錢群盗一七人の追捕に「俘囚」が派遣され、貞観九年（八六七）十一月の海賊追捕令で瀬戸内諸国に俘囚「招募」が指示され、貞観十一年の新羅海賊事

件では、常備軍である統領選士が怖じ気づくなか、俘囚が勇敢に戦っている<sup>67)</sup>。

### (4) 群盗海賊の戦術と追捕側の戦術

貞観十一年の新羅海賊は、「夜」、二艘の船で博多津を襲い、豊前国年貢絹綿を掠奪して「即時逃竄」したので、「発兵追捕」してもまにあわなかった。元慶七年（八八三）六月三日「夜分」、群盗一〇〇余人が館を囲み、筑後守都御西を射殺した。部下が叫び声を聞いて駆けつけたのは「逃散」したあとだった。瀬戸内の海賊について、貞観九年（八六七）、政府は、海賊というものは、広い海をただよいながら襲撃の機会をうかがい、追捕すれば鳥のようにばらばらに逃げ、放置すればすぐにカラスのように集まってくるものだ、と述べている<sup>68)</sup>。

このように、九世紀の群盗・海賊の戦術は、馬や船を利用した軽装戦士が夜陰にまぎれて急襲し即座に撤収する、追捕すれば逃れ放置すれば襲ってくる、という機動的・ゲリラ的戦術であった。失敗したら命はない。死にもぐるいの奇襲攻撃であった。

このような機動的・ゲリラ的戦術に対し、追捕側の戦術も、少人数の騎馬（乗船）戦士による勇猛果敢な追撃・強襲戦であった。貞観十一年（八六九）の新羅海賊のとき、海辺百姓五、六人が死を冒して追いかけて賊徒二人に矢傷を与え、また俘囚も勇猛果敢な「一以当千」の戦いぶりだった。貞観十

七年下総俘囚の乱では、政府は、真つ先駆けて賊徒を追捕した勇敢な戦士に「褒賞」を与えて「功」をたたえよ、と命じた。<sup>69</sup> 国衙側の動員戦士が勇猛果敢に群盜海賊を追撃するのは、「追討勅符」「追捕官符」が約束する恩賞めあてであった。

### (5) 俘囚の戦術―蕨手刀―

機動的・ゲリラ的な騎馬個人戦術をもつとも得意としたのは、蝦夷の戦士たちであった。陸奥国現地軍は、「弓馬戦闘」では一人の蝦夷戦士に公民兵士数十人が束になっても敵わない、と舌を巻いている。天応元年（七八一）五月、第一次遠征軍は、蝦夷武装勢力の戦術について、蜂や蟻のように集まってきては挑発し、攻めたら山林に逃げ込み、放置すれば「城塞」を「侵掠」する。とりわけ伊佐西古らは、「一以当千」の英雄的戦士である、と政府に報告した。延暦八年（七八九）、第二次遠征軍は、精銳四〇〇〇人に北上川を渡らせ蝦夷勢力指導者アテルイの本拠を一気にたたき、そのあと本隊数万を渡らせ胆沢全域を制圧する作戦を敢行した。しかし本隊の渡河は阻止され、深く侵入した精銳は前後に敵を受けて壊滅した。機動性・計略・連携・果敢さにおいて、蝦夷騎兵は政府軍を圧倒した。<sup>70</sup>

蝦夷騎兵戦術と政府軍の騎兵戦術との相違を端的に示すのが、蝦夷戦士の蕨手刀と政府軍兵士の直刀である。蕨手刀は蝦夷勢力の拠点岩手県胆沢地方にもっとも濃密に分布し、蝦夷塚と呼ばれる積石塚古墳から出土する。蕨手刀の名前は、

柄の先が蕨の形をしているところからつけられた。その特徴は、真つ直ぐな刀身に対して柄が外側に反っている「柄反り」にある（図）。すなわち蕨手刀は、直刀ではなく彎刀である。彎刀（反り）の機能は、馬を疾駆させながら相手に斬りかかるとき、強烈な衝撃に対する反動を消し去り、弧線を描いて深く斬り込めるところにある。刀身と柄が一体の共鉄柄も、焼き入れも、強烈な衝撃に耐えさせるための技法である。<sup>71</sup>

騎馬個人戦は、弓矢で始まり、刀での斬り合い、組み討ちを経て、勝者が敗者の首を掻き斬ることで終了する。弓矢で相手に致命傷を与えることは困難で、すれ違いざまの、あるいは追いつきざまの斬り合いで勝敗は決する。柄反りによって強化された斬撃力と共鉄柄の強度は、疾駆する馬上での激しい斬り合いに耐える。折れる心配はない。いっぽう政府軍の直刀の柄は細い茎（なかご）に取り付けられている。斬撃の反動を吸収できないから深く切り込めず、斬撃の衝撃で柄元から折れる心配がある。馬を疾駆させながら激しく斬り合うことは困難であろう。疾駆しながら戦える彎刀と、馬を止めないで戦えない直刀の戦術的格差は比較にならない。蝦夷騎馬戦士の強さの秘密の一つは、疾駆斬撃戦を可能にする蕨手刀にあった。

全国出土蕨手刀は三型式に大別できるといふ。Ⅰ型Ⅱ東北・北海道型は平作りで刀身は長く、柄・身ともに反りを持つ。<sup>72</sup> 全体の八二％を占める。Ⅱ型Ⅲ関東・中部型も平作りであるが、単寸で刀身は無反り。全体の一四％。Ⅲ型Ⅳ西日本

型は、鋒両刃造りで、切刃造りと平造りがあり、単寸で刀身無反り、柄の反りは浅い。五%に満たない。Ⅱ型Ⅲ型は東北でも少数ながら出土している。Ⅱ型Ⅲ型が俘囚のものであるなら、関東以西で独自に発展していった型式とは考えにくい。ばらばらに移配された俘囚が広範囲の地域的共通性をもつ型式を作り上げることは不可能である。私は、右の三類型は、東北蝦夷社会ですでに存在したものと考える。Ⅰ型は激烈な実戦向きである。蝦夷本来の戦闘用の蕨手刀であろう。Ⅱ型Ⅲ型は疾駆斬撃戦術からいえば、Ⅰ型に比べ機能ははるかに劣る。日常携帯用だろう。俘囚が移配されるに当たって、関東中部方面に移配される集団には主としてⅡ型、西日本方面に移配される俘囚には主としてⅢ型が持たされたのではなからうか。移配当時、内国では激烈な武力行使は想定されておらず、またⅠ型を所持させることを危険視したのではなからうか。Ⅱ型Ⅲ型の携行しか認められなかった俘囚ではあるが、身につけた騎馬斬撃戦術に変わりはしない。

貞観十一年(八六九)の新羅海賊のとき、動員された俘囚たちは勇猛果敢な「一以当千」の英雄的戦いぶりだった、と賞賛された。移配されて半世紀以上たっても俘囚たちは蝦夷の戦術を継承し続けていたのである。専当Ⅱ受領によって保障された安定した生活と狩猟特権Ⅱ武芸訓練がそれを可能にした。俘囚たちは、騎馬個人戦術・疾駆斬撃戦術によって、群盗海賊追捕に活躍したのである。

#### (6) 受領・勇致富豪層による俘囚戦術の継受

群盗海賊追捕に動員された勇致富豪層のなかには、近衛下級官人・近衛舎人の経歴を持つ者もいたであろう<sup>23</sup>。儀式での近衛官人・舎人の整列・行進や賭射・競馬で天皇・公卿を楽しませる武芸は、律令的戦術にのっとっており、各衛府の弓場や馬場で訓練が行われた。太刀は直刀だった。勇致富豪層たちは、群盗海賊の機動的・ゲリラ的戦術に対し、はじめは律令的武装と戦術で対抗しなければならなかったのである。俘囚と共に戦った勇致富豪層は、蕨手刀を振りかざし疾駆する馬上から一撃で相手を倒す俘囚の鮮やかな斬撃に目を見張ったであろう。直刀では、そのような芸当は不可能であった。しかしすばやく逃走する群盗海賊を追撃するには、俘囚の疾駆斬撃戦術しかない。勇致富豪層は、ともに戦った俘囚たちから蕨手刀と疾駆斬撃戦術を学び、自らのものにしていったのであろう。とくに受領Ⅱ専当は狩猟を通して俘囚の戦術を吸収する機会に恵まれていた。紀伊・越後の受領を経験した紀龍男の従者公弥侯広野のように受領の従者になる俘囚もいた。受領・受領子弟・受領従者がまっさきに狩猟・追捕を通じて俘囚戦術を継受したのであろう。

#### (7) 俘囚の「傭兵」的性格

ウェーバーは、君主が一般臣民に新たな給付を要求するためには、一般臣民の好意をあてにしないでも自由に動かしうる忠誠心に満ちた軍隊、とくに「異種族入」軍隊を保持して

いる場合が多かったとして、オスマン帝国の「イェニチェリ」、ロシアのコサック騎兵、ブルボン朝のスイス人傭兵などの例を挙げ、ともに異種族人として周囲の世界や臣民に対立し、臣民との間に相互的連携を見出すことができず、確実に君主の支配権に結びつけられているとき、もともと信頼に値する軍隊として利用できた、と述べている。<sup>76)</sup>

公民は俘囚のことを、粗野な異種族人として、自分たちの負担で養われる無為徒食の邪魔者として差別していた。俘囚は俘囚で公民の不当な差別に敵意を抱いていた。両者が「相互的連携を求めたり見出したり」することは不可能であった。俘囚は、手厚い優恤で全生活を支えてくれる「専当」の命令に忠実であった。

このようにみると、受領の任用・郡司富豪層に対する強権的支配を可能にした暴力的背景に、受領に忠実な「俘囚」の武力があったことが想定される。俘囚が受領の命を受けて任用・郡司富豪層から未進取り立てを行うとき、日頃の差別への怨みから彼らに容赦ない仕打ちをしたであろう。紀伊・越後受領を経験した伴竜男は従者を使った粗暴な支配をし、部下殺害の罪で獄に入れられたが、殺害の手下人は俘囚吉弥侯広野だった。<sup>77)</sup>任用・郡司富豪層を主体とする群盜海賊Ⅱ反受領闘争の鎮庄に向かうときも同様である。日頃の怨念を晴らすかのような容赦ない追撃・斬撃に、群盜海賊は震え上がったであろう。

受領が俘囚を給養する目的は公民化であり、軍事的奉仕の

対価ではなかった。給養の財源は国衙財源であり受領の私的財産ではなかった。俘囚は自由意思で受領に雇われたわけではなかった。したがって俘囚は敵密な意味での受領の「傭兵」ではない。しかし現実には受領は国衙権力と国衙財政を独占的に運用しており、俘囚給養の責任者であった。受領によって給養が確実に行われ、俘囚がそれに満足している限り、俘囚は「確実に受領の支配権に結びつけられ」、受領のもっとも忠実でもっとも「信頼に値する軍隊として利用できた」。

俘囚を受領の「異種族人傭兵」的武力ととらえることは許されるであろう。

## 五、俘囚の反乱と陸奥還任

### (1) 俘囚の反乱

ウェーバーは「異民族軍隊」について説明した部分で、「イェニチェリ」の特権剥奪が激しい反乱をひき起こし、さまざまの殺戮によって鎮庄されたことを述べているが、俘囚の反乱は「イェニチェリ」の反乱と似た面がある。

俘囚は、給養が確実に行われているかぎり専当Ⅱ受領に忠実であるが、待遇改善要求が聞き入れられない場合、しばしば「反逆」すると脅したり、上京越訴して要求を勝ち取っていた。<sup>78)</sup>待遇如何で俘囚が不満を爆発させる危険性はどの国にもあったといえよう。

俘囚の最初の大規模反乱は、弘仁四年（八一三）末か五年

初頭に出雲で起こった「荒糧の乱」である。俘囚たちは郡郷の正倉や富豪層の「倉」を襲撃して稲穀を掠奪したらしい。俘囚のなかには反乱勢に殺された人々もおり、受領に従って反乱鎮圧に手柄を立て外従五位下に叙せられた者もいた。同じ境遇の俘囚同士の凄惨な殺し合いである。あまりに手厚い優恤をしていた例の張り切り出雲受領に対し、延暦十九年（八〇〇）、政府は、待遇水準を低下すれば「怨ミ心」を抱くことになるから、すぐに厚遇をやめるようにと命じていたが、政府の懸念は的中した。優遇処置をやめてしまった受領のとき「荒糧の乱」となって爆発したのである。

承和十五年（八四八）二月、上総国から「俘囚九子廻毛」の「反逆」の報告と「反逆俘囚五十七人」の「斬獲」の報告が相次いだ。貞観十七年（八七五）五月、下総国では俘囚が「怨ミ」から「叛乱」を起こし、報告を受けた政府は武藏・上総・常陸・下野四ヶ国に「兵三百人」ずつ援軍を送らせ、下野国は「反虜八十九人」の「殺獲」、「賊徒廿七人」を「帰降俘囚四人」の「討殺」を報告した。<sup>80</sup>

元慶七年（八八三）二月、上総国から「市原郡俘囚三十余人」が「叛乱」し、「官物」を「盗ミ取」り、多くの人民を殺し、「民家」を焼いたとの報告と反乱平定の報告が相次いで届いた。二度目の報告に対し、政府は、受領等追討軍の手柄を讀えるところに、投降した俘囚のなかで悔悛した者はしつかり「撫育」せよ、と命じた。<sup>81</sup>

これら俘囚の乱に対して、受領専当は、捕亡令「臨時発

兵」規定によって勇敢富豪層と反乱に荷担しなかった俘囚たちを動員し、自ら先頭に立って追跡し、容赦なく殺した。

貞観十七年下総俘囚の乱は「怨ミ」が原因だといひ、元慶七年上総俘囚の乱では、「官物」（国衙正倉や富豪層の「倉」に備蓄された稲）を「盗ミ取」った。正税未納・調庸未進の最終責任をとらなければならない受領は、俘囚料を削って未納・未進の補填をはかったのである。それは俘囚に対する給養の減額・停止を意味する。俘囚たちはその取り消しを求めて受領に抗議・陳情した。受領が俘囚たちの要求を拒んだとき、俘囚は実力で既得権益を確保しようとする。国衙正倉や富豪層の「倉」に押し入って稲穀を運び去り、抵抗する者は殺し、「倉」に火を放った。これが俘囚の乱の共通の原因であり、実像であろう。俘囚たちは、けっして大それた叛意をもって正倉を襲ったのではない。彼らはただ、それまでどおりの処遇にみあうものを欲しただけであった。

## （2）陸奥還任政策

群盗追捕のために給養していたはずの俘囚が、逆に群盗化するという皮肉な事態に直面した政府・受領は、俘囚を陸奥国に還任させる政策に転じた。

貞観十二年（八七〇）、下総俘囚の不穏な動きに、政府は、悔悛しない俘囚は陸奥奥地に追放せよ、と命じた。<sup>82</sup> それまで望郷の念を捨てさせることを原則的立場としてきた政府は、反抗的俘囚の陸奥追放政策を打ち出したのである。俘囚優恤

がお荷物になっていった受領たちは、反抗的な俘囚を陸奥に追放して俘囚料の削減をはかったが、従順な俘囚はなお優恤しつづけなければならぬ。それでは俘囚問題の根本的解決にはならない。

寛平九年（八九七）、陸奥国は、全国に逃亡した陸奥国人を呼び戻し、帰還者には課役免除の特典と種子農料支給などの経営基盤を与え、辺境防衛と荒田再開発にあたらせたいと政府に申請した。<sup>83</sup>五畿七道諸国居住旧陸奥国人の大半は「俘囚」である。宇多天皇の新政府は、国制改革・財政改革の一環として俘囚問題に決着をつける機会をうかがっていた。政府は陸奥国に、「在京王臣家人浮浪人」を陸奥に帰還させた古い法令を引きあい旧陸奥国人の帰還を求める申請を出させた。政府・諸国受領は、この申請に飛びつき、俘囚を陸奥に還住させることにしたのである。政府はなぜ、率直に、俘囚を帰国させると宣言しなかったのか。それは、優恤による「公民」化政策の挫折を宣言することになるからである。この俘囚還住政策によって支配層は、新羅だけでなく、蝦夷・俘囚に対する「小中華帝国」意識までも捨て去った。

この政策を受けた専当受領は俘囚たちに、優恤停止、租税免除特典の停止と公民なみ課税を宣告したうえで、陸奥還住か残留希望かの選択を求めたのだらう。俘囚の多くは、まだ見ぬ父祖の故国での新たな出発を決断して去っていった。見島における積石塚は九世紀末から十世紀初頭、忽然と姿を消す。<sup>84</sup>見島の「俘囚」集団は、夢にまで見た故国へと旅立つ

たのであろう。一〇世紀に入って、俘囚の処遇に関する法令・政策をみることはない。政府は、移配俘囚問題の決着に成功したのである。

## 六、日本刀の発生と武士の登場

### （一）蕨手刀の進化

蕨手刀の柄に毛抜形の透かしを付けた刀が毛抜形蕨手刀である（図）。毛抜形透かしは、指先をかけることで握力が強化され、共鉄柄の欠点である斬撃時の強い衝撃を弱め、斬撃力はさらにアップする。毛抜形蕨手刀は岩手県で三点、北海道で一点出土している。<sup>85</sup>胆沢地方の蝦夷が考案し、北海道の蝦夷にまで伝播したが、内国には普及しなかった。移配俘囚たちは知らなかったのである。蕨手刀から毛抜形蕨手刀への進化は弘仁年間以降ということになる。

毛抜形蕨手刀の柄の蕨が消えて、方形の柄尻になったものが毛抜形刀である（図）。刀身は五〇cmを越える。北海道と秋田県で一点ずつ出土しているだけで内国での発見例はない。後者は、元慶二年（八七八）の出羽俘囚の乱で蝦夷勢力が使った刀とみられている。<sup>86</sup>毛抜形刀は、弘仁年間から元慶初年までの間に蝦夷の手で作られたのである。当然、移配俘囚たちは知らない。もう一〇cm長くなれば毛抜形太刀である。日本刀の出現まであと一歩である。

元慶出羽俘囚の乱で政府軍は俘囚側に圧倒されればなし



で、大量の武器を奪われたのは政府軍の方だった。それでも政府軍が俘囚側の弓や刀を奪取した戦闘もあった。<sup>87)</sup> 休戦協定後、休戦の証として俘囚側から武器が献上されたことも想定される。藤原保則、小野春風ら政府軍首脳は毛抜形刀を入手したはずである。政府に提出された鹵獲武器・献上武器にも毛抜形刀が含まれ、官人らに下賜されたのではないだろうか。元慶の乱を契機に、毛抜形刀が、俘囚の騎馬斬撃戦術を習得していた武芸官人たちの間に普及していったと推定したい。

## (2) 延喜の国制改革

九世紀を通じて人民統制が緩和され、受領裁量権が拡大されたが、なお編戸制・班田制・調庸制の人身支配原理は国衙と人民の支配関係を規定する基本原理として建前としては維持されていた。九世紀後半、この人身支配原理を逆手に取った郡司富豪層は王臣家と結託して脱税闘争を展開し、調庸未進・正税未納が深刻化し、国家財政と受領の国内支配を危機に陥れた。この危機を克服するため、宇多天皇は、関白基経が没した寛平三年（八九一）、国制改革に着手した。以後の一連の改革を寛平・延喜の国制改革という。<sup>88)</sup>

この国制改革を国衙支配の面にしぼって簡単にみるなら、①受領の権限をさらに強化し、王臣家と富豪層の結合を分断した。国内居住者はだれであれ、所屬・身分にともなう免税特権を否定され、国衙支配に服さなければならなくなった。

②郡司富豪層の調庸京進請負方式が廃止され、郡司富豪層は

運京請負による役得を失った。③全国的な土地調査を行い、基準国図に作り、基準国図に登記した免田（免税地）と公田（課税対象地）を、以後の課税・免税の根拠とした。富豪層の脱税の隠れ蓑として爆発的に増加していた「王臣家の荘」は否定された。受領は、王臣家人であるうがなかるうが所屬関係にかかわりなく、郡司富豪層を「負名」とし、彼らが請作する公田面積に課税する「負名体制」を成立させた。「負名体制」への転換は、班田制・編戸制・調庸制を、国内支配の現場で放棄したことを意味する。それは人身支配から土地支配への原理的転換であり、延喜の国制改革をもって律令国家は王朝国家へと転換した。それは公民制の放棄にはかならず「俘囚」教化による「公民」化の意味も失われた。俘囚の陸奥還住、優恤廃止は、このような支配原理の転換と連動している。さらにこの国制改革は、君臣秩序・儀礼体系・行政機構・財政構造の改革をも含む全体制的な転換であった。とくに「東夷の小帝国」たることを演出する儀礼でもあった元日朝賀儀が事実上廃止され、天皇と宮廷貴族との臣従関係を確認するだけの正月小朝拜になったことは、「中華帝国」意識の放棄を反映している。

## (3) 寛平〜延喜の東国の乱と軍制改革<sup>89)</sup>

寛平七年、「東国強盜首物部氏永」が蜂起し、信濃・上野・甲斐・武蔵などに広がった。<sup>90)</sup> 昌泰三年五月、上野国が群盜追捕を報告してきた。賊首物部氏永の追捕に成功したのでら

う。翌四年<sup>11</sup>延喜元年二月五日、信濃国から報じられた東国の乱の鎮静のため、政府は、同日、建礼門で大赦、一日、パーティー中止、一三日から法琳寺で大元帥法の臨時修法、一五日、臨時奉幣を行った。四〇年後の将門の乱へ対応がこれらを「例」に行われたことからみて、東国の乱が政府にとつていかに衝撃的な事態だったかがわかる。

寛平<sup>12</sup>延喜初年は、新羅海賊あり、京畿内近国の群盜蜂起あり、出羽俘囚の乱ありと、東国の群盜蜂起を中心に全国的騒乱状態を呈していた。この全国的騒乱状態の要因について詳しく論じる余裕はないが、寛平・延喜の国制改革による既得権の否定に反発する諸国富豪層の抗議運動とみてよい。

寛平<sup>13</sup>延喜の群盜蜂起に対して、政府は国衙の軍事権を強化することによって対応した。

第一に、受領が「追捕官符」で何人でも発兵できるように、受領の発兵手続き・鎮圧手続きを簡略化し、受領の発兵上の裁量権を強化した。

第二に、武勇に勝れた者はだれであれ国衙の動員にしたがうことを義務づけた。

第三に、国衙の軍事指揮官、群盜追捕担当官として、国ごとに押領使を任命した。

この「延喜の軍制改革」を通じて、「追捕官符」を受けた受領の下知によって押領使が国内武士を率いて群盜を追捕する国衙軍制が、まず東国で成立した。

#### (4) 毛抜形太刀の発生と武士の成立

毛抜形刀の刀身をさらに長くすると、柄反りだけではなく、刀身にも反りをもたせなければならなくなる。こうして刀身六〇cmを越える毛抜形太刀<sup>14</sup>日本刀が登場した。最古の毛抜形太刀は長野県塩尻市宗賀から出土した。一〇世紀のものと推定されている。平安後期に検非違使官人等が使った「衛府太刀」も毛抜形太刀であった。<sup>(91)</sup>蝦夷の毛抜形刀から進化したはずの毛抜形太刀が東北では一例も報告されていないことは注目に値する。毛抜形太刀は奥羽の蝦夷・俘囚が開発したものでないのである。問題は、毛抜形太刀がいつ、どこで、だれによって使われはじめたか、ということである。私はその時期を寛平<sup>15</sup>延喜の群盜蜂起の鎮圧過程であったとみる。

「東国の乱」でどのような人々が押領使になり乱平定に活躍したのか、はっきりとはわからないが、将門の乱後、東国に勢力を張ったのが将門の乱で手柄を立てた藤原秀郷・平貞盛らの子孫であったことから類推して、将門の乱までの期間、坂東諸国に勢力を張っていたのは、寛平・延喜年間の群盜鎮圧に活躍した人々やその子弟であったとみられる。そのなかから平高望・藤原利仁・藤原秀郷の三人をあげてみよう。<sup>(92)</sup>

まず桓武平氏の祖上総介高望王は、都で謀反を平定し、寛平年間上総介となつて朝敵を平らげ平姓を賜つたという武勇伝説をもつ。<sup>(93)</sup>高望の子息たちはその後「前司子弟」として上総・下総・常陸に勢力を張っていき将門の乱の前提となる同族間の内部対立が深刻化していく。高望は群盜鎮圧の任務を

帯びて上総介に任じられたのであろう。上総国押領使だったのではないか。

次に北陸齋藤党の祖鎮守府將軍藤原利仁は、『今昔物語集』に、芥川が「芋粥」の題材にした越前国の富裕な豪族として、また新羅征討將軍に任命された人物として描かれている。<sup>(94)</sup>

『鞍馬寺縁起』は「関東」から都に送る「調庸雑物」を掠奪していた下野国高蔵山の「群盜千人」を追討したという英雄伝説を伝える。縁起の記述は寛平く延喜の群盜蜂起と類似しており、利仁は上野国押領使だったのでなからうか。

利仁は、「臂力人ニ過ギ、甚ダ意気アリ」と評せられ、美濃介のとき「単騎」乗り込んで妖術集団を「追捕」した武芸官人藤原高房の孫である。高房の子時長は高房が越前守として赴任したとき父について越前に下り、高房離任後「前司子弟」として越前にとどまって富豪経営を行い、利仁は「王臣子孫」として父時長の経営を受け継いだ。高房は受領時代、俘囚から騎馬戦術を学び、その武芸が時長・利仁へと継承されたのだらう。

次は小山・藤姓足利・奥州藤原氏らの祖藤原秀郷である。彼にもムカデ退治や将門と対面して器にあらずと見抜いたという英雄伝説がある。延喜十五年(九一五)、上野国受領藤原厚載が射殺される事件があった。<sup>(97)</sup>下野国住人秀郷はおそらくこの事件に関連してであらう、いったん配流が決まったが、配所に行くことを拒んだために、一六年重ねて配流の指令が出された。<sup>(98)</sup>下野国は、延長七年(九二九)五月、秀郷等の「濫

行」を政府に訴え、政府は秀郷の追捕を下野および隣国五ヶ国に下した。<sup>(99)</sup>秀郷は十数年間にわたって一貫して受領に反抗し続けていたのである。この秀郷の勢力は延喜東国の乱で下野国押領使に任じられたことよって築かれたものである。

秀郷の曾祖父藤成は弘仁年間の播磨介時代、俘囚管理に敏腕をふるった。彼も俘囚から騎馬個人戦術を継受したであらう。藤成の子豊沢・孫村雄・曾孫秀郷はいずれも下野国衙職員を母としている。三代にわたって「王臣子孫」として富豪経営・騎馬戦術を継承し、受領に協力したり反抗したりしていたのであろう。秀郷は、このような環境のもとで身につけた武芸を見込まれて、下野国押領使に任じられたのではなからうか。

以上、平高望・藤原利仁・藤原秀郷が、もともと身につけていた武芸に注目され、押領使に抜擢されたことを推定した。彼等は長期に渡る群盜勢力との実戦経験のなかで、騎馬個人戦術に磨きをかけていった。その最大の改良が、毛抜形太刀の発明である。騎馬で追撃しながらの斬り合い、真っ向すれ違いざまの斬り合いでは刀身の長さの差が勝敗を決する。高望・利仁・秀郷らは長年にわたる群盜追撃戦のなかで、坂東の鍛冶師たちに毛抜形刀の刀身の長寸化を求め、鍛冶師たちがその要求に応じて作り出したのが毛抜形太刀ではなからうか。こうして高望・利仁・秀郷ら、毛抜形太刀で武装した最初の武士が登場したのである。彼等の武勇伝は武士第一号に

ふさわしい。

### (5) 戦術革命Ⅱ中世武士の騎馬個人戦術の形成<sup>⑩</sup>

毛拔形太刀による疾駆斬撃戦術の高度化は、中世武士の騎馬個人戦術の原型を作り出した。この騎馬個人戦術の高度化を私は「戦術革命」と呼びたい。騎馬個人戦術は、もとより太刀による斬撃だけではなく、射芸・馬芸と結合してはじめて戦術として成立するものであるが、私は、毛拔型太刀Ⅱ日本刀の創出による疾駆斬撃戦術の改良が戦術革命を規定したと考える。この「戦術革命」は、それまで衛府で継承されてきた律令的戦術、諸国で群盗追捕に使われてきた俘囚戦術を無意味なものにした。将門の乱で秀郷が採った「古計」、源経基がいまだ未熟と評された「兵ノ道」とは、このようにして開発された新戦術であろう。新戦術は四〇年後の将門・純友の乱でさらに発展した。そしてこの反乱鎮圧過程で新戦術を習得し、手柄を立てた人々が「武士」の地位と名声を獲得し、新戦術を「家業」として伝承していったのである。こうして政府・国衙の「追捕官符」にもとづく動員に応じる権利と義務を持つ名譽の戦士身分としての武士が成立した。その代表が、清和源氏・桓武平氏・秀郷流藤原氏・利仁流藤原氏であることはいうまでもない。武士は、「追捕官符」が約束する恩賞Ⅱ位階官職を求めて反乱鎮圧・群盗追捕に活躍し、恩賞獲得を通じて政治的に進出していった。将門・純友の乱後、初期の武士たちが衛府官人に進出したことを契機に、毛

拔形太刀は都で衛府太刀としての採用されたのであろう。武士は都を舞台に登場したという武士職能人論の論理は逆立ちしている<sup>⑪</sup>。武士成立の舞台は、地方での反乱鎮圧過程そのものであった。また武士には、自己訓練のための余暇、武器購入・馬飼育・従者給養のための財力、訓練のための広大な山林原野利用が不可欠となる。したがって武士は、都の検非違使、受領、地方諸国の在庁官人・郡司など、その政治的地位はさまざまであっても、国衙から狩猟Ⅱ武芸訓練の特権的に認められ、地方に拠点を置く大農園主でなければならない。一〇世紀から一一世紀半ばまでは、「負名」Ⅱ大名田堵の一部が武士であった。一一世紀半ば以降、受領は国衙領支配を再編して国内武士を郡郷司に任命し、武士は郡郷司の権限をテコに在地領主化していく<sup>⑫</sup>。ここにいたってようやく武士Ⅱ在地領主になるのである<sup>⑬</sup>。

### (6) 武士形成における俘囚の役割

最初の武士は、俘囚ではなかった。俘囚は、九世紀末の俘囚還任政策によって陸奥に送還されていた。しかし武士の騎馬個人戦術は俘囚たちから学び取った戦術を高度化させたものであった。その意味で、俘囚はこの「戦術革命」と武士の成立に決定的に重要な役割を果たし、日本の歴史に大きな足跡を残したといえる。しかしその役割は、ローマ帝国を滅ぼし、ヨーロッパ中世社会に支配者として君臨したゲルマン民族にくらべてあまりに小さい。

- (註) (1) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八編一二号、一九六九年)、『鎌倉武士の実像』平凡社、一九八七年、に「中世成立期の軍制」と改題して収録)。戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号、一九六八年)、『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年)、『国衙軍制の形成過程』(『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年。同右)。
- (2) 下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』一四四号、一九七九年)、『同「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五一号、一九八一年)、『同「押領使・追捕使の諸類型」(『ヒストリア』九四号、一九八二年)、『同「王朝国家軍制研究の基本視角」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年)、『同「国衙と武士」(『岩波講座日本通史 古代5』岩波書店 一九九五年)。
- (3) 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』(講談社選書メチエ 一九九六年)、『近藤好和「武器から見た中世武士論」(『日本史研究』四一六号 一九九七年)、『同「弓矢と刀剣」(吉川弘文館 一九九七年)、『高橋昌明「武士とは何だろうか」(朝日百科日本の歴史別冊「歴史をみなおす」朝日新聞社、一九九四年)、『同「日本中世の戦闘」(松本・宇田川編『人類にとって戦いとは2 戦いのシステムと対外戦略』東洋書林、一九九九年)。
- (4) 石井昌国『藤手刀』(雄山閣、一九六六年)、『石井昌国・加島進「日本刀の時代のまどろこ」(本間・佐藤監修『日本刀全集』第二巻 徳間書店 一九六六年)。
- (5) 八木光則編『文化財資料集第1集 藤手刀集成(第1版)』(盛岡市教育委員会文化財調査室 一九九三年)。
- (6) 喜田貞吉「奈良時代前後における北海道の経営」『歴史地理』六二巻四、六号 一九三三年。
- (7) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(前掲)、『井上満郎「俘囚の兵士」(小葉田淳退官『国史論集』一九七〇年)、『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館一九八〇年)、『吉沢幹夫「俘囚移配策の変遷と九世紀国家軍制について」(『東北歴史資料館研究紀要』一四巻、一九八九年)。
- (8) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫選『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 一九八六年)、『今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六年)、『同「律令国家とエミシ」(『新版古代の日本 第九巻 東北・北海道』角川書店 一九九二年)、『阿部義平「俘囚と考古学」(伊藤信雄追悼『考古学古代史論攷』一九九〇年)。
- (9) 吉沢幹夫「俘囚移配策の変遷と九世紀国家軍制について」(前掲)。
- (10) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店 一九七一年)、『同「日本古代国家論第1部」(岩波書店 一九七三年)。
- (11) 下向井龍彦「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五号、一九八七年)、『同「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴博』七一号 一九九六年)。
- (12) 吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)。
- (13) 下向井龍彦「捕亡令「臨時発兵」規定について」(『続日本

紀研究』二七九号、一九九二年。

(14) 下向井龍彦「捕亡令『臨時発兵』規定の適用からみた国衛軍制の形成過程」『内海文化研究紀要』二二号、一九九四年。

(15) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について」『古代文化』四九卷一—号、一九九七年。

(16) 俘囚と夷俘の關係については、平川南「俘囚と夷俘」(前掲)が詳しく検討しているが、本稿では本文のように理解しておく。

(17) 『日本後紀』弘仁二年十月十三日条。

(18) 『類聚国史』延暦十九年五月二十二日条。

(19) 『類聚国史』弘仁八年九月二十日条。

(20) 『続日本紀』宝龜五年五月十七日条、『類聚三代格』宝龜五年五月十七日官符、『続日本後紀』承和九年八月十五日条。

(21) 『類聚国史』弘仁四年十一月二十一日条、同二十四日条、同十一年四月七日条、『三代実録』貞觀八年四月十一日条。

(22) 正倉院文書天平十年筑後国正稅帳、『類聚国史』大同元年十月三日条、同弘仁二年二月八日条。

(23) 『類聚国史』弘仁二年三月十一日条。

(24) 『類聚国史』弘仁二年二月八日条。

(25) 『類聚国史』承和十四年七月四日条。

(26) 『類聚国史』延暦十九年三月一日条。

(27) 職員令中務省条義解、軍亡令節刀条、『続日本紀』大宝元年八月十四日条。

(28) 『類聚国史』天長五年(八二八)七月十三日条、同天長六年六月二十八日条、同天長六年七月十九日条、同天長八年十

一月五日条、『三代実録』貞觀四年(八六二)四月十日条などに、儒教的徳目の励行によって叙位された事例がみえる。

(29) 『類聚国史』延暦十九年(八〇〇)五月二十二日条、同弘仁七年(八一六)八月一日条、『三代実録』貞觀八年(八八六)四月十一日条。

(30) 石母田正「古代の身分秩序」(同『日本古代国家論第一部』所収)。

(31) 『類聚国史』弘仁四年(八一三)十一月二十一日条、同弘仁七年八月一日条。

(32) 饗宴・賜禄については『類聚国史』延暦十七年(七九八)六月二十一日条、同大同元年(八〇六)十月三日条、とくに出雲受領の饗宴・賜禄については、同延暦十九年三月一日条。

(33) 『三代実録』元慶五年(八八一)六月二十七日条に「近江国言、夷俘禄料正稅穀五十斛、毎年言上、待符宛給」とある。

(34) 『類聚国史』弘仁七年十月十日条。

(35) 『類聚国史』弘仁八年九月十日条。

(36) 『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符。

(37) 『類聚三代格』貞觀十一年十二月五日太政官符、同寛平七年三月十三日太政官符。

(38) 『類聚国史』延暦十九年五月二十二日条。

(39) 『類聚国史』延暦二十四年十月二十三日条、同弘仁十一年(八二〇)六月十一日条。

(40) 『三代実録』貞觀八年四月十一日条。

(41) 『三代実録』貞觀十二年十二月二日条。

(42) 『三代実録』元慶五年(八八一)六月二十七日条で、近江

国から、今後いちいち政府の許可を求めずに禄料正税穀五十斛を使うことを許可してほしいとの申請があり、認可されている。また『類聚三代格』寛平七年(八九五)三月十三日太政官符に「夷俘徒在諸国、不随公役、繁息経年、其数巨多」とみえる。

- (43) 『朝野群載』寛弘元年(一〇〇四)十一月廿日土佐国申減省解文、同承保三年(一〇七六)十二月十五日上野国滅省官符。
- (44) 『倭名類聚抄』には上野国碓氷郡・多胡郡・緑野郡・周防国吉敷郡に俘囚郷がみえる。
- (45) 石井昌国『藏手刀』(前掲)。
- (46) 『類聚国史』弘仁三年六月二日条。夷俘長に関する記事には、同天長八年(八三一)十一月五日条、『文徳実録』天安二年(八五八)五月一九日条、『三代実録』貞観八年(八六六)十一月十日条、同貞観八年四月十一日条がある。
- (47) (48) 山口県教育委員会(小野忠熙・斎藤忠氏執筆)『見島古墳群』一九六五年。
- (49) 山口県教育委員会(乘安和二三氏執筆)『見島ジークンボ古墳群』一九八三年。
- (50) 山口県教育委員会『見島古墳群』(前掲)。
- (51) 『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符、『類聚国史』延暦十九年五月二十二日条、『類聚三代格』貞観十一年十二月五日太政官符。
- (52) 『類聚三代格』貞観五年三月十五日太政官符。
- (53) 山口県教委『見島古墳群』(前掲)、山口県教委『見島ジークンボ古墳群』(前掲)。

コンボ古墳群』(前掲)。

- (54) 山口県教委『見島古墳群』(前掲)。
- (55) 松下孝幸・分部哲秋・佐熊正史「山口県萩市見島ジークンボ古墳群出土の平安時代人骨」(山口県教委『見島ジークンボ古墳群』(前掲)所収)。
- (56) 『類聚国史』弘仁八年九月十日条、同弘仁十三年九月二十日条、同天長五年閏三月十日条、同天長十年二月二十日条。
- (57) 『日本後紀』弘仁五年(八一四)十二月朔日条。
- (58) 『日本後紀』延暦十八年(七九九)二月二十一日条。
- (59) 『類聚国史』弘仁四年(八一三)十一月二十一日条に「夷俘之性異<sub>二</sub>於平民、雖<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>朝化<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>忘<sub>二</sub>野心<sub>一</sub>」、同七年八月一日条に「夷俘之性異<sub>二</sub>於平民<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>皇化<sub>一</sub>、野性尚存」とある。
- (60) 『類聚三代格』延暦十七年(七九八)四月十六日太政官符。
- (61) 『類聚国史』延暦十九年(八〇〇)五月二十二日条。
- (62) 『三代実録』貞観十二年十二月二日条。
- (63) 『類聚国史』大同元年十月三日条。
- (64) 下向井龍彦「国衙支配の再編成」(『新版古代の日本(中国四国)』角川書店、一九九二年)。
- (65) 『三代実録』貞観十二年(八七〇)二月十五日条。
- (66) 以下の叙述は、下向井龍彦「捕亡令「臨時発兵」規定の適用からみた国衙軍制の形成過程」(前掲)による。
- (67) 『類聚国史』弘仁五年二月十日条、『続日本後紀』承和六年四月二日条、『三代実録』貞観九年十一月十日条、同貞観十一年十二月五日条。

- (68) それぞれ『三代実録』貞観十一年六月十五日条、同元慶七年七月十九日条、同貞観九年十一月十日条。
- (69) それぞれ『三代実録』貞観十一年七月二日条、同年十二月五日条、同十七年七月五日条。
- (70) それぞれ『類聚三代格』承和四年(八三七)二月八日太政官符、『続日本紀』天応元年六月朔日条、同延暦八年六月三日条。
- (71) 石井昌国『藤手刀』(前掲)、石井昌国・加島進『日本刀の時代のみどころ』(前掲)。
- (72) 石井昌国『藤手刀』(前掲)の分類による。また三類型それぞれ比率も石井著書による。また八木光則『藤手刀の変遷と性格』(前掲)。
- (73) 『延喜式』卷四十五 左右近衛府式 擬近衛条、『日本紀略』延暦十五年(七九六)三月十五日 日条、『日本後紀』弘仁二年(八一)六月三日条。
- (74) 『三代実録』貞観元年(八五九)十二月二十五日条。
- (75) マックス・ウェーバー『支配の社会学』(世良晃史郎訳 創文社) 一六六頁〜一七三頁。
- (76) 『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)閏十二月二十一日条、『三代実録』貞観元年(八五九)十二月二十五日条。
- (77) 『類聚国史』弘仁四年(八一三)十一月二十一日条、同弘仁七年八月一日条。
- (78) 『類聚国史』弘仁五年二月十日条、同年二月十五日条、同年五月十八日条、同年十一月九日条、『日本後紀』弘仁三年正月二日条。
- (79) 『続日本後紀』承和十五年二月十日条、同年二月十二日条。
- (80) 『三代実録』貞観十七年五月十日条、同年六月十九日条、同年七月五日条。
- (81) 『三代実録』元慶七年二月九日条、同十八日条、同二十一日条。
- (82) 『三代実録』貞観十二年十二月二日条。
- (83) 『類聚三代格』寛平九年七月十九日太政官符。
- (84) 山口県教委『見島古墳群』(前掲)。
- (85) (86) 石井昌国『藤手刀』(前掲)。
- (87) 『三代実録』元慶二年六月七日条。
- (88) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)。戸田芳実『中世成立期の国家と農民』(前掲)、下向井龍彦『国衙支配の再編成』(前掲)。
- (89) 『新版古代の日本』(中国四国) 角川書店、一九九二年。
- (90) 下向井龍彦『王朝国家国衙軍制の成立』(前掲)。
- (91) 『扶桑略記』寛平元年条、『日本紀略』寛平元年条に物部氏永峰起の記事があるが、その後寛平七年(八九五)まで坂東で群盗の動きは見られない。本稿では『扶桑略記』延喜元年(九〇一)二月十五日条にしたがって、坂東の本格的群盗蜂起を寛平七年としておく。
- (92) 石井昌国『藤手刀』(前掲)。
- (93) これらの人物が東国の乱平定に拔擢されたことについては、戸田芳実『国衙軍制の形成過程』(前掲)、高田実『一〇世紀の社会変革』(『講座日本史2』)、高橋昌明『将門の乱の評価をめぐって』(『文化史学』二六号 一九七一年)、野口



実「秀郷流藤原氏の基礎的考察」（『古代文化』二九巻七号一九七七年）が指摘している。

(93) 『平家勘文録』（『統群書類従』巻五六〇）。

(94) 『今昔物語集』巻二十六、同巻十四。

(95) 『尊卑分脉』時長孫 利仁の註記。

(96) 『文徳実録』仁寿二年（八五四）二月二十五日条。

(97) 『扶桑略記』延喜十五年二月十日条、『日本紀略』同年二月十日条、同二十七日条、同三月二十五日条、同十六年十月二十七日条、同延喜十六年十二月八日条。

(98) 『日本紀略』延喜十六年八月十二日条、

(99) 『扶桑略記』延長七年（九二九）五月二十日条。

(100) 『類聚国史』弘仁四年（八一三）十一月二十一日条。

(101) 下向井龍彦「捕亡令『臨時発兵』規定の適用からみた国衙軍制の形成過程」（前掲）。

(102) 『将門記』。

(103) 高橋昌明「武士とは何だろろうか」（前掲）。

(104) 下向井龍彦「国衙と武士」（前掲）。

〔付記〕本報告の準備にあたって阿部義平・越田賢一郎・田中広明・古瀬清秀・八木光則の各氏から、藤手刀・石帯具・積石塚などのについて貴重なご教示をいただいた。またシンポジウムでは体調不全のため、今正秀氏に発表原稿の代読をお願いした。記して謝意を表したい。なおシンポジウムのテーマから致し方なかったのではあるが、報告は、俘囚支配の実態に関する部分を除き、ほとんど筆者の旧稿を寄せ集めたにすぎないものであ

った。また本稿は、発表原稿に註を付けただけの不本意なものであるが、体調不全と身辺多忙につき、そのままにさせていた

だく。

（広島大学教育学部）

**On the role of *Hushu* (俘囚) in the growth of *Bushi* (武士)  
—The development from *Warabiteto* (蕨手刀) to Japanese sword,  
related to the conversion of the state and military system—**

**Tatsuhiko Shimomukai**

At the war from the late 8th century to the early 9th century, a lot of *Ezo* (蝦夷) who was called *Hushu*, surrendered to *Ritsuryo-koka* (律令国家). *Ritsuryo-koka* transferred *Hushu* from *Tohoku* (東北) area to *Ritsuryo-koka's* territory, and turned them into *Komin* (公民) under the protection of *Kokushi* (国司). *Komin* had hostility to *Hushu* because *Komin* had to bear the cost of living for *Hushu*. In the 9th century, *Kokushi* exploited *Hushu* loyal to *Kokushi* as the military power, and oppressed the armed *Komin* who rose in revolt against *Kokuga* (国衙). *Hushu* was good at the tactics of horse riding and they used *Warabiteto* (a warped sword). *Hugoso* (富豪層) took over the tactics from *Fushu*. In the late 9th century, *Hushu* rose in revolt against *Kokushi* to demand the usual allowance. So, the Government turned *Hushu* back to *Tohoku* area. From the late 9th century to the early 10th century, *Taira-no-Takamoti* (平高望), *Fujiwara-no-Toshihito* (藤原利仁), *Fujiwara-no-Hidesato* (藤原秀郷), were dispatched to suppress the revolt of *Fugoso*. In this battle, they improved on the *Warabiteto* to develop *Kenukigatatati* (毛抜形太刀) -Japanese sword-, which was able to innovate the tactics of horse riding. As the result, they became the earliest *Bushi*. *Hushu* played the mediate role for the birth of *Bushi*.